

「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」の概要

1 目的

太陽光発電事業者による適切な事業実施のための自主的な取組を促し、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的とする。（指針 p.1 参照）

2 基本的な考え方と特徴

主なポイント	記載内容
①国ガイドラインの補完 ※国ガイドライン… 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	○ 国ガイドラインの推奨事項等について、具体的な実施方法を記載。 ・自治体への事業の事前説明（事業概要書）と手続き（指針 p.13 参照） ・地域住民への説明会の実施方法（指針 p.13,14 参照） ほか
②「立地を避けるべきエリア」「立地に慎重な検討を要するエリア」の設定	○ 適切な立地誘導を図るため、土地利用関係法令等との関係から、本指導指針において独自にエリアを設定し、土地利用の考え方を明示。（指針 p.9～12）⇒「3 エリア設定概要」
③施設を適切に導入するための手続きの明確化	○ 土地利用関係法令や市町の独自条例との関係等についてポイントを整理し、手続きの流れを明示（指針 p.4,5）。
④運用の弾力性の確保	○ 「県統一ガイドライン」として、基本的な考え方や事務の流れを示した上で、市町の判断により弾力的な運用が出来るよう、市町独自の条例やガイドライン等を定めている場合は、これを優先することを明記（指針 p.2,7 参照）。 ex.) 対象規模（発電出力、事業区域の面積）、事業概要書様式 ほか
⑤県と市町の連携	○ 連絡会議において、情報の共有や不適切案件に係る対応の検討などを実施（指針 p.21,22 参照）。 ○ 安全パトロールを市町と共同で実施（指針 p.21 参照）。

3 エリア設定概要

(1) 「立地を避けるべきエリア」 20 法令 36 エリア

○ 主なエリア

- ・自然公園法、栃木県立自然公園条例（特別保護地区、特別地域、普通地域）
- ・森林法（地域森林計画対象民有林（保安林、保安施設地区））
- ・農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農用地区域、甲種農地、第1種農地）ほか

(2) 「立地に慎重な検討を要するエリア」 4 法令 5 エリア

- ・森林法（地域森林計画対象民有林（保安林、保安施設地区以外））
- ・農地法（第2種農地、第3種農地）
- ・河川法（河川保全区域）
- ・文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）

4 適用対象者及び期間

(1) 対象 出力 50kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）を設置・運営する事業者

(2) 期間 企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が完了するまで

5 運用開始日（施行日）

平成30年4月1日